

阿波市住宅用消火器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿波市内の住宅への消火器の設置を促進し、生活の安全と安心を図るため交付する阿波市住宅用消火器購入費補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の補助対象者は、補助金申請時において市内に住所を有する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助対象費用等)

第3条 補助対象費用は、阿波市内の住宅に設置する消火器の購入に要した費用とする。

2 補助の対象となる消火器は、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく型式適合検定合格表示が付されているもの又は自主表示対象機械器具等の合格表示を有するものとする。

3 補助金の交付は、1住宅につき1回とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象費用の2分の1以内とし、5,000円を限度とする。ただし、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、消火器を購入した後、阿波市住宅用消火器購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し(購入年月日、購入店舗、購入商品名及び購入金額が記載されたもの)

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する交付申請書は、消火器を購入した日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、補助金の交付の可否を決定し、阿波市住宅用消火器購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに補助金の交付が適当と認めた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の行為により補助金を受けた場合は、阿波市住宅用消火器購入費補助金返還決定通知書(様式第3号)により補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第8条 補助金を受けた者は、購入した消火器を市長の承認を受けずに消火活動の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

この告示は、公表の日から施行する。